

労働契約法の特例を設け、不安定雇用を温存、拡大する 研究開発力強化法等の改定案に反対し、廃案を求める声明

自民党、公明党、民主党、日本維新の会、生活の党は、2013年11月29日、衆議院文部科学委員会で、自民・公明両党の議員提案による、労働契約法18条の特例を定める「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「研究開発力強化法」という。）」及び「大学の教員等の任期に関する法律」の改定案を強行可決した。

2012年8月3日成立、2013年4月1日施行の労働契約法18条は、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的に、同一の使用者と間で有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールを定めている。

ところが、研究開発力強化法等の改定案は、大学や研究機関で教育・研究に携わる有期労働契約の研究者、技術者、教員、非常勤講師について、労働者が無期転換権を行使できるようになる期間を「5年超」から「10年超」に延長する労働契約法18条の特例を設けている。そして、特例を設ける理由として、「5年超」で無期転換権の行使を認める労働契約法18条のもとでは、予め更新上限を定める方法などにより、「5年超」になる前の雇止めが頻発し、5年を超える研究プロジェクト等ができなくなることがあげられている。

しかし、予め更新上限を定めるなどして、労働契約法18条を潜脱しようとする行為は、厳しく規制されるべきである。労働契約法18条を潜脱しようとする行為が予想されることを理由に、その行為を容認し、無期転換権の行使ができるようになる期間を「10年超」に延長するなど、本末転倒もはなはだしい改悪である。このようなことでは、大学や研究機関の有期契約の研究者、技術者、教員、非常勤講師は、長期にわたり不安定雇用のままに置かれ、さらには「10年超」になる前の雇止めも頻発しかねない。このような、何時雇止めになるかもしれない不安定雇用のもとでは、必要な人材は集まらず、教育・研究への集中も阻害され、大学や研究機関における教育・研究は、停滞し、劣化するであろう。

労働契約法附則3項は、「施行後8年を経過後、労働契約法18条について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と定めている。施行後1年もたたず、いまだ無期転換権を行使できる労働者も現れないうちに、雇用の安定を図ることを目的に定められた労働契約法18条の趣旨を骨抜きにするような特例を設けることは、およそ許されない。

さらに、労働法制に関する政策決定は、公労使の3者構成主義に則って行われるべきである。ところが、研究開発力強化法等の改定案は、労使公益の3者からなる労働政策審議会の審議を一切経ることなく策定されたものである。このように、改定案は、踏むべき手続をまったく無視しており、この点からもとうてい容認できない。

自由法曹団は、労働契約法18条の潜脱行為を容認し、大学や研究機関の有期契約の研究者、技術者、教員、非常勤講師の不安定雇用を温存、拡大する研究開発力強化法等の改定案に反対し、その廃案を強く求めるものである。

2013年12月2日

自由法曹団
団長 篠原義仁